

(防災管理教育担当者の選任等)

第56条の2 法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条第1項に規定する防災管理上必要な業務（以下「防災管理業務」という。）の一部を令第46条に掲げる防火対象物の関係者から委託を受けて事業を行う者（以下「防災管理業務受託者」という。）は、防災管理業務を担当する営業所ごとに、市長が別に定める資格を有する者のうちから、防災管理業務に関する教育の担当者（以下「防災管理教育担当者」という。）を定め、当該防災管理教育担当者に、防災管理業務に従事する者に対する組織的かつ計画的な防災管理業務に関する教育を行わせなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、防災管理業務受託者が前項の規定により防災管理教育担当者を定めたときに準用する。

※ 改正経過：追加〔平成21年条例第67号〕

### 【趣旨】

本条は、防災管理上必要な業務の一部受託を業とする法人等の防災管理業務に関する教育の担当者の選任等について定めたものである。

### 【解説】

1 消防法上における危機管理対策としては、火災の未然防止や出火時の被害軽減を図るため、防火管理体制の整備、消防用設備等による手当てを通じて防火対象物の防火安全対策を確保している。一方、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、ビルの全部又は一部損壊、避難施設や消防用設備等の損壊（防火戸の枠変形、スプリンクラー設備の破損等）が見られ、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震では、避難誘導が実施されなかったことにより、一部エレベーターに利用者が殺到する事態となった。また、今後、首都直下地震や東海地震、東南海・南海地震の発生の切迫性が危惧されている中で、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保することが喫緊の課題とされた。

国では、このような状況を踏まえ、消防法令の一部改正（平成19年法律第93号、平成20年政令第301号、平成20年総務省令第105号）が行われ、新たに防災管理制度が導入されるとともに、防火管理業務同様に防災管理業務の受託についても規定整備されることとなった。また、当該制度が整備された際の平成21年36号通知では、「講習会の受講者は防災管理業務の受託を業とする法人等における教育担当者であるが、防災管理業務と防火管理業務は密接な関係があるため、防災管理業務の受託を業とする法人等における教育担当者にあつては、防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会を受講した後に、本講習会を受講するものであること。」とされた。

札幌市では、当該法令改正等の内容を踏まえ、平成21年に条例を改正するとともに、平成21年第36号通知の内容を踏まえ、防火管理業務教育担当者のための講習と防災管理業務教育担当者のための講習を一括して「防火管理業務及び防災管理業務の委託を業とする法人等の教育担当者のための講習」を実施している。

2 防災管理教育担当者の資格を取得するためには、規則第12条の2により、①第56条第1項に規定する防災管理教育担当者として必要な知識及び技能を修得させるために消防長が行う講習の課程を修了すること、②①の講習と同等以上の知識及び技能を修得できるものとして消防長が認める講習の課程を修了すること、③①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること、のいずれかの要件を満たさなければならないが、防災管理者の資格を有することは要件となっていない。よって、防災管理者の資格を有していなくても、当該教育担当者講習を受講し、資格を取得することができる。また、防災管理者の資格を有する者であっても、防災管理教育担当者になるためには、当該講習を受講する必要がある。

【第56条の2（防災管理教育担当者の選任等）】

- 3 現在、札幌市では、新たに防災管理教育担当者の資格を取得する者に対して、（公財）札幌市防災協会が実施している防火・防災管理教育担当者講習を受講する必要がある。
- 4 2の解説中の③（①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者）については、市町村の消防吏員として消防士長以上の階級に1年以上あった者としている。
- 5 札幌市における防災管理教育担当者の行う防災管理に関する教育事項及び教育時間は、以下のとおりである。

（1）基本教育

基本教育は、防災管理に関する基本的な知識及び技能についての教育とし、次の表の左欄に掲げる教育事項について、同表の右欄に掲げる時間数以上の教育を行う。

教育事項	教育時間
ア 消防法令その他防災管理業務の適正な実施に必要な法令に関すること。	2時間
イ 防災管理制度に関すること。	1時間
ウ 地震等の災害の態様、建物特性等に応じた防災対策に関すること。	1時間
エ 自衛消防対策に関すること。	1時間

（2）実務教育

実務教育は、次のアからエまでに掲げる教育事項の中から防災管理業務に従事する者が主に担当する防災管理業務を基本として、当該防災管理業務を適正に遂行するために必要な知識及び技能について、10時間（過去3年間に防災管理業務に従事した期間が通算して1年以上であり、かつ、毎年実務教育を受けている従業員にあつては5時間）以上の教育を行う。

- ア 地震発生時における家具、じゅう器その他の物品の落下、転倒及び移動の防止等の防災対策に関すること。
- イ 消防用設備等及び防災資機材の取扱い並びに維持管理に関すること。
- ウ 地震等の災害発生時における関係機関への通報、避難誘導その他の応急措置に関すること。
- エ その他防災管理業務を適正に実施するために必要な知識及び技能に関すること。

- 6 札幌市では、当該教育担当者に係る防災管理の質向上を目的として、防災管理教育担当者の資格を取得した者を対象とした定期講習を実施しており、当該教育担当者は、3年以内ごとに当該講習を受講しなければならない（規則第12条の3関係）。
- 7 定期講習は、当該教育担当者の資格を有するための講習と同様、防火管理教育担当者と防災管理教育担当者の定期講習を一括して実施している。定期講習の科目、内容、講習時間については、第56条【解説】を参照すること。
- 8 規則第12条の2により、次のいずれかに該当する者は、前条に規定する防火管理教育担当者及び防災管理教育担当者となることができない。
  - （1）精神の機能の障害により防火管理教育担当者又は防災管理教育担当者の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - （2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - （3）法又は法に基づく命令若しくは条例の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - （4）札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員
- 9 定期講習並びに規則第12条の2第1項第1号及び第2項第1号に規定する消防長が行う講習の実施日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項は、消防長があらかじめ公示することとなっている（規則第12条の4関係）。なお、当該告示の内容（イメージ）は、第56条【解説】を参照すること。